

令和7年4月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年4月10日(木) 午前9時30分から11時00分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	<input type="radio"/>	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	<input type="radio"/>	1番	望月 稔
農業委員	<input type="radio"/>	2番	佐野 宏一郎
"	<input type="radio"/>	3番	田村 英俊
"	<input type="radio"/>	4番	宮崎 和洋
"	<input type="radio"/>	5番	谷津倉 寛
"	<input type="radio"/>	6番	笛古 時男
"	<input type="radio"/>	7番	望月 芳久
"	<input type="radio"/>	8番	齋藤 勝
"	<input type="radio"/>	9番	鈴木 一孝
"	<input type="radio"/>	10番	新舟 進
"	<input type="radio"/>	11番	長尾 忠
"	<input type="radio"/>	12番	佐野 隆洋
"	<input type="radio"/>	13番	太田 篤子
"	<input type="radio"/>	14番	渡邊 敏行
"	<input type="radio"/>	15番	山本 恵
"	<input type="radio"/>	16番	齊藤 金昭
"	<input type="radio"/>	18番	後藤 環
"	<input type="radio"/>	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 佐藤 信子
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会長】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め1番望月稔君、2番佐野宏一郎君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第14号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第18号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」の報告までの計7件を順に議題に供します。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【会長】

最初に、議案5ページの議第14号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

大淵地区16番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化により耕作が難しいため農業経営を息子に移譲したい。譲受人は、継続して農業に従事したいと考えており、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件を満たすと考えます。

【会長】

大淵地区 16 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 16 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区 17 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は後継者がおらず、労力不足のため耕作管理できない。譲受人は、役員から提供されている農地を借り入れ耕作しているが、本地を取得して農業経営の基盤を固めたいとのことです。現在は茶、どうもろこし、花などを栽培しており、農地所有は問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

大淵地区 17 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 17 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区 18 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢のため耕作管理ができない。それぞれの息子たちも、農地の存在も知らず、農業に興味はない、または会社勤めをしており農業を継ぐ意思はなく、後継者がいないとのこと。譲受人は、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいと考えている。農地所有適格法人の要件を満たしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

浮島地区 18 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区 18 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第 15 号 「許可後の事業計画変更の承認について」の審議でございますが、議案8ページの議第 16 号 「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」と関連がございますのでまとめての審議をお願いします。

事業計画変更の大淵地区3番及び農地法第5条の大淵地区 13 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、現在大和商事が駐車場等で使用している南側の部分。事業拡大に伴い申請地を拡張して駐車場用地を増やしたいと考えている。場所の選定等は適正であり問題はないと思われる。なお、申請地は過去に新富士病院の駐車場敷地として農地法第5条の許可を得ていることから計画変更の申請も同時に提出されている。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、過去に新富士病院の駐車場敷地として、農地法第5条の許可を得ており、新たな計画による転用も、場所の選定等適正であり、問題はないと考えることから、転用基準に照らして許可要件を満たすと考えます。

【会長】

事業計画変更の大淵地区3番及び農地法第5条の大淵地区13番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

事業計画変更の大淵地区3番及び農地法第5条の大淵地区13番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「許可後の事業計画変更の承認について」の審議を終わります。

引き続き、議案8ページからの議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

大淵地区14番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請の内容は、建設土の採取を行い、終了後農地に復元する一時転用です。借り手は市内で同様の申請をしていること、静岡県の盛土対策室にも申請をおこなっており、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、借り手である土木工事会社が、申請地を3年間一時転用で借り受け、建材となる土の採取後、申請地を農地改良するというものです。借り手の法人については、これまでも同様な申請をしており、今回の一時転用についても、静岡県の盛土対策室に、県の盛土条例に規定する申請をおこなっているということですので、問題ないと考えます。

【会長】

大淵地区 14 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 14 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、原田地区 15 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地の隣にある障害者福祉施設が、施設利用者、職員の増加により駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいということです。場所の選定も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、申請地の隣接する障害者福祉施設が施設利用者及び職員増加にともない駐車場が不足したため、駐車場敷地を確保したいというものです。申請地は、場所の選定としても適地であり、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えている区域内にある第3種農地であり、本案件は、転用基準に照らして、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

原田地区 15 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

原田地区 15 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案9ページの議第 17 号 「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

大淵地区8番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

父から贈与され耕作管理するつもりでしたが、教職の業務が忙しく、自宅も遠方にあるため耕作管理できず山林化してしまった。贈与されたときから山林化していたため、農地という認識に欠けていたとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

大淵地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区8番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、大淵地区9番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、父親が権利を取得したときにはすでに山林化しており、相続をした時にも山林の状態だったため農地であるという認識がなかった。入って行くことも困難な場所にあるため、放置してしまったとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

大淵地区9番についてご質問ございませんか。
(質問なし)
質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区9番についてご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案10ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項についてを終わりとします。
議事等はすべて終了しました。

令和7年4月 10 日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____